

藻場再生 “釣～リズム” in美波

～海洋資源再生を目指した磯焼け克服プロジェクト～

お申し込みは公式LINEで↓
(QRコードを読み込み友達追加)



- ①参加者氏名(全員)
 - ②年齢(小学生以上)
 - ③電話番号(代表者)
- をお送りください。

令和6年8月27日(火)～28日(水)
ファミリーモニター募集

旅行代金：1名様3,000円

抽選2家族限定(1家族3名～5名まで)



藻場観察・シュノーケルフィッシング体験



藻場環境学習・アイゴ調理体験



“民宿明山荘”夏の海鮮味覚体験



旅行日程（※時間は概ねの予定です。進行の具合で多少前後します。）

< 8月27日（火） >

【 I GO TSURIBITOCUP イベント参加 】

- 09:30 会場「恵比寿浜キャンプ村」集合
(徳島県海部郡美波町恵比須田井96-1)
- 09:45 A班：シュノーケリングフィッシング体験
B班：環境学習（藻場再生の取組、アイゴ調理体験）
- 12:00 【 昼 食 】 ※お弁当をお配りします。
- 13:00 A班：環境学習（藻場再生の取組、アイゴ調理体験）
B班：シュノーケリングフィッシング体験
- 16:00 【 閉会式 】（終了後宿舎へ各自で移動 ※車で約20分）
- 17:00 【 民宿“明山荘” 】チェックイン
(徳島県海部郡美波町田井82-1)
- 18:30 【 夕食交流会 】
(Guest Angler「山口美咲さん」や県内釣り関係者との交流)

< 8月28日（水） >

- 07:30 【 朝 食 】
- 10:00 【 民宿“明山荘” 】チェックアウト ~ 解 散 ~



参加条件・注意事項

- 子供連れのファミリーに御参加いただくモニターツアーです。
(子供は小学校3年生以上 ※子供だけの参加はできません。)
- 一家族3名～5名までの人数でお申し込みください。
(申込み多数の場合は、抽選にて参加者を決定します。)
- 今後の情報発信（パンフレット制作・公式SNS発信等）のため、参加者の皆様に写真撮影・動画撮影に御協力いただきます。
- 交通手段については、参加者ご自身の自家用車でお越しください。
- シュノーケルフィッシング体験がございますので、水着・ラッシュガード・着替え等をご用意ください。
(シュノーケリング道具や釣り道具は、主催者側で用意します。)
- 荒天が予想される場合は、3日前に中止の決定・ご連絡をします。
- 食事は、1日目の昼食・夕食、2日目の朝食付きです。
- キャンセルについては、以下の旅行代金「28,000円」からの換算となりますので、ご注意ください。

旅行代金・助成金・お支払い実額 (お一人様)	
旅行代金	28,000円
四国の右下観光局助成	25,000円
お支払い実額	3,000円

旅行条件(要旨)

※お申込みの際は、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前にご確認の上お申込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は、(一社)四国の右下観光局(海部郡美波町奥内字才天17番地1 徳島県知事登録旅行業第3-167号(以下「当社」といいます)が実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社との募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。旅行条件は下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発日までにお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面及び旅行契約の部によります。

●お申込み方法と契約成立時期

当社指定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます)に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込みください。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として振り込まれます。電話・郵便・ファクシミリ・インターネット等でお申込の場合、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して原則として3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。尚、お申込金のお支払いが確認された時点で申込みとして取り扱います。

内 国

国内申込金一覧表

旅行代金 (お一人様)	1万円未満	3万円未満	6万円未満	10万円未満	15万円未満	15万円以上
申込金	2,000円	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	旅行代金の20%

●お申し込みの条件

未成年の方のお申込は保護者の同意書が必要です。満75歳以上の方は医師の診断書の提出をお願いする場合があります。いずれの場合もお断りさせていただきます。同業者の同行を条件とさせていただきます場合があります。(満80歳以上の方は、同業者の動向を条件とさせていただきます。)

●旅行代金の適用

参加されるお客様のうち満12歳以上は大人料金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上・クルーズ利用コースは満2歳以上)12歳未満の方は子供料金になります。

●旅行代金に含まれないもの

本パンフレットに含まれている旨表示してある交通費・観光料金・宿泊料金・食料料金・添乗料金・その他特記事項にかかる経費以外は本ツアーには含まれません。通常お客様が必要と仰ぐ他の一部を表示します。

(1) 超過手荷物料金(2) クリーニング代・電報電話代・ホテルボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加料金等個人の性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料(3) ご希望のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金(4) 傷病、疾患に関する治療費

●旅行契約内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約の内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により、通常予測される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって8日目から前日にお客様にその旨を通知します。

●お客様により旅行契約の解除

お客様は、いつでも次に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。

旅行代金：28,000円(取消料は旅行代金から換算となりますのでご注意ください。)

旅行開始日の前日	旅行開始日の前日から起算して			旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始日の解除 及び無連絡不参加者
	21日前	20日～8日	7日～2日			
	無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

※旅行代金が所定に期日まで入金がなく、当社がお申込をお断りした場合も上記の取消料をお支払いいただきます。お客様は下記に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。(一部例示)

- (1) 旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われたとき。a.旅行開始日または終了日の変更、b.観光地・観光施設・その他の目的の変更、c.宿泊施設の客室の種類・施設・施観の変更
- (2) 旅行代金が増額された場合
- (3) 当社が確定日程表を掲載の日までに交付しない場合、
- (4) 当社が出来に際すべし事由により、当社の旅行日程通りの実施が不可能になったとき、

●最少催行人員

お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかった場合は中止することができます。この場合は旅行開始日の前日から起算して、6日目(日帰り旅行について、3日目)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知し、お断りしている旅行代金は、全額お返しします。

●当社の責任

当社は、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、一定の補償金及び見舞金をお支払いします。

●旅程保証

当社は、別表①に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。(又は、お客様の了承の上、同等以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。)

別表① 変更補償金(率)

変更補償金の額 = 1件につき下記率 × 旅行代金 当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までに、お客様に通知した場合は	旅行開始日の前日以後に、お客様に通知した場合は
[1] パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
[2] パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他旅行の変更	1.0%	2.0%
[3] パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種別又は船名(船名の変更)乗客の乗船及び降船の料金の合計額/パンフレット又は確定書面に記載した乗船及び降船の料金を下回った場合に限り、)	1.0%	2.0%
[4] パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種別又は船名の変更	1.0%	2.0%
[5] パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
[6] パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の本邦外との間における旅行便の乗継便又は経由便の変更	1.0%	2.0%
[7] パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種別又は名称の変更	1.0%	2.0%
[8] パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の本邦外との間における旅行便の乗継便又は経由便の変更	1.0%	2.0%
[9] 上記 [1]～[8] に掲げる変更のうち乗継/パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載された事項の変更	2.5%	5.0%

注1：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際提供された旅行サービスの間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2：[9] に掲げる変更については、[1]～[8]の料率を適用せず、[9]の料率を適用します。

注3：1件とは、運送機関の場合は1乗船毎に、宿泊機関の場合は1泊毎に、その他の旅行サービスの場合は1該当

注4：[4] [7] [8] に掲げる変更が1乗船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5：[3] [4] に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6：[4] 運送機関の会社名の変更、[7] 宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関のものの変更に伴うものをいいます。

注7：[4] 運送機関の会社名の変更については、等級または設備のより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。当社は天災地変等の免責事項の場合は、変更補償金及び見舞金をお支払いいたしません。

変更補償金の額は、お客様ひとりに対して旅行代金15%を限度とします。また、変更保証金の額が千円未満であるときは、お支払いいたしません。

●お客様の責任：お客様の故意又は過失、また法令は公序良俗に反する行為または当社旅行業約款の規定を守らないことにより当社が被害を受けた場合、当社の当該のお客様から損害賠償を申し受けず。



一般社団法人四国の右下観光局
 徳島県知事登録旅行業：第3-167号
 旅行業務取扱管理者：勝瀬智史
 〒779-2305 徳島県海部郡美波町奥内字才天17-1
 TEL: 0884-70-5880 FAX: 0884-70-5881
 E-mail: minamiwa_turi@shikokunomishita.jp